

雇用保険・年金相談コーナーのご案内

専門のアドバイザーによる個別相談です。お気軽にご利用ください。

原則毎週**木**曜日開催

■令和7年度の相談実施日

時間：午前**9**時～午後**4**時（正午～午後1時は除く）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3 (木)	1 (木)	5 (木)	3 (木)	7 (木)	4 (木)	2 (木)	6 (木)	4 (木)		5 (木)	5 (木)
10 (木)	8 (木)	12 (木)	10 (木)	14 (木)	11 (木)	9 (木)	13 (木)	11 (木)	8 (木)	12 (木)	12 (木)
17 (木)	15 (木)	19 (木)	17 (木)	21 (木)	18 (木)	16 (木)	20 (木)	18 (木)	15 (木)	19 (木)	19 (木)
24 (木)	22 (木)	26 (木)	24 (木)	28 (木)	25 (木)	23 (木)	27 (木)	25 (木)	22 (木)	26 (木)	26 (木)
	29 (木)		31 (木)			30 (木)			29 (木)		

※当日申込可。予約の場合は電話（0238-22-8155）または総合案内にお申し出ください。

■相談会場

ハローワーク米沢 4階中会議室または大会議室（当日ご確認ください）

■相談の例

退職後の健康保険に関する相談や扶養に関する相談など社会保険に関する相談が何でもできます

①雇用保険と老齢厚生年金の併給調整の相談

- どんな人が相談の対象になるの？
65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給している方、または受給予定の方
- どんな相談が受けられるの？
65歳未満の方が雇用保険の失業給付や高年齢雇用継続給付を受給している間は、特別支給の老齢厚生年金の全部または一部が支給停止になります。具体的にどのように年金の調整がされるのかについてご説明します。
- 相談にはどんな書類が必要？
 - ・ 身分証明書（「運転免許証」または「雇用保険受給資格者証」など）
 - ・ 「年金証書」「ねんきん定期便」など年金額が分かる書類（お持ちの場合にご提示ください）

②国民健康保険料（税）の軽減措置の相談

- どんな人が相談の対象になるの？
倒産・解雇・雇止めにより離職し、国民健康保険に加入される方
- どんな相談が受けられるの？
倒産などで離職した方が在職時と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険料（税）を軽減する制度があります。軽減が受けられるかどうか、その手続き方法などをご説明します。
- 相談にはどんな書類が必要？
 - ・ 身分証明書（「運転免許証」または「雇用保険受給資格者証」など）